

010902ガラス・同製品製造業における死亡災害事例（1999-2022年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
2022	1	16 ～ 18	グラスウール用の集塵機（以下「集塵機」という）に故障が発生し、集塵機上部に登って故障個所の確認中、被災者が集塵機内部に携帯電話を落と してしまった。その後、被災者が携帯電話を探す目的で集塵機の下部にあ るスクリーコンベアー内に入ったところ、稼働中のスクリーコンベ アーに巻き込まれて死亡した。	169	7	10 ～ 29
2022	7	14 ～ 16	被災者を含めた計3名が、トラックで搬入されたガラス板の束（約2 t） を、当該トラックのコンテナから、天井クレーンを用いて、倉庫内に積み 下ろす作業を行っていた。玉掛けを担当していた被災者は、7束目の積み 下ろしに着手した際、ガラス板の束に玉掛けに先立ち、コンテナと当該ガ ラス束とを固定していた鉄の帯を破壊したところ、当該ガラス板の束が倒 れ、被災者はこれとコンテナの床との間に挟まれたものである。	611	7	30 ～ 49
2020	5	14 ～ 16	ガラス原料に用いる炭酸リチウムを投入するサイロ内において、被災者が 炭酸リチウムに埋もれた状態で発見されたもの。	414	1	10 ～ 29
2019	4	12 ～ 14	被災者が、昼休憩中にテーブルリフター（人荷用）を操作し、テーブルリ フターに乗って1階から2階へ移動していたところ、テーブルリフター床 面と2階フローアとの間に頭を挟まれ死亡したもの。	219	7	50 ～ 99
2019	6	0 ～	被災者は、終業時間後工場内で同僚と会話をした。被災者が一人になった 後、同僚が切断梱包作業場でクレーンの動作音を聞いた。その後、当該場	921	90	30 ～

		2	所において、天井クレーンから吊り下げられたロープが首に括られ、地面から浮いた状態の被災者を発見した。			49
2019	8	18 ～ 20	工場内において、網入りガラスの四方に出ている網をサンダーで飛ばす作業の完了後、次の作業のため、移動台車に載ったガラスを取り出そうとした時、急に気分が悪くなり、熱中症により倒れたもの。その後、入院加療を続けていたが死亡したもの。	715	11	50 ～ 99
2018	1	14 ～ 15	被災者は他の作業員1名とともに資材倉庫内で資材の移動作業を行っていた。床に置かれていた木製パレット（約38kg）の位置をずらす必要が生じたため、被災者はパレットの端を持ち、引きずるよう後ろ側に移動していたところ、後方に停まっていたフォークリフトと接触し、持っていたパレットが両足大腿部に当たった。これにより、クラッシュシンドロームを発症し、多臓器不全により死亡した。	379	4	10 ～ 29
2017	8	8 ～ 9	上り線を走行していた2トントラック運転手が、追越車線を規制（テープ設置）のため、矢印版を設置していた保安員を、はね、その後、標識車へ追突し、死亡した。はねられた保安員は、大腿骨、骨盤骨折の重傷、標識車に乗っていた保安員は、右肩打撲の軽傷。	221	17	30 ～ 49
2014	7	11 ～ 12	被災者は、炉調合場原料ホッパー内の残量確認作業中、ホッパー内に落とした懐中電灯を拾うため、ホッパー上の開口部から降りたところ、自力で出られなくなり、救出されるまでの1時間ほど、ホッパー内にある原材料（重クロム酸カリウム）を肺や皮膚から吸収し、死亡した。	519	12	100 ～ 299
2013	3	4 ～ 5	被災者は、加工第二工場の自動車のフロントガラスを切断し、研磨するラインのオペレーターとして一人で作業に従事していたところ、次工程に製品が流れてこないため、次工程の作業員が当該ラインを確認にいったところ、ラインの研磨機の前で倒れている被災者を発見した。	169	6	300 ～ 499
2011	8	21 ～	溶解炉から熔融状態の硝子を流す樋である「リファイナー」と呼ばれる設備において、リファイナー上部の足場から、リファイナーの点検孔（径130mm）に鋼製の棒を差し入れて熔融硝子の検量作業を一人で行っていた被災者が、リファイナー上に倒れ込んで死亡しているのが発見された。	359	13	300

		22	このリファイナー等には、溶融硝子の固化を防止するために、合計10箇所に電極が設置されており、溶融硝子には常時、通電加熱が行われていた。			～
2008	12	12 ～ 13	工場の南側法面で刈り取った雑草を軽トラックに積み込むため、被災者は軽トラックの荷台に乗り、荷台にシートを敷いていたところ、軽トラックの荷台から60cm下のアスファルト面に墜落して死亡した。	221	1	100 ～ 299
2008	7	15 ～ 16	脱油機（布表面の糊を焼いて除去するもの）内に上下各10個のローラーを通してガラス繊維の布を送り込む工程において、被災者は、下降スイッチを入れて上部ローラーを下降させたが、そのまま下降してきた上部ローラーと下部ローラーとの間にはさまれて死亡した。	163	7	100 ～ 299
2007	10	10 ～ 11	台車にガラス（1235mm×739.5mm、厚さ2.8mm）50枚（約320kg）を台車の前方向に立て掛けて載せ、後ろ向きに台車を引っ張って運搬していたところ、床面にある配線のピットの蓋の段差で台車が引っかかり被災者は尻もちをつく状態で転倒し、台車が被災者の上へ転倒して被災者が下敷きとなってはさまれた。	362	2	10 ～ 29
2006	1	15 ～ 16	天井クレーン（2.5トン）を用いて板ガラスの入ったパレット（総重量約1トン）を保管場所から作業場所へ運ぶため、被災者は当該パレットに玉掛け用ワイヤロープを掛けていたところ、パレット束と固定されたパレット束との間に挟まれた。	611	6	50 ～ 99
2005	11	4 ～ 5	切断したガラス板を立てかけた台車を動かしていたところ、台車が横倒しになり、被災者が台車の側で転倒した。	529	5	50 ～ 99
2005	8	14 ～ 15	工場の構内において、フォークリフトを運転中、当該フォークリフトが横転、ヘッドガードと地面との間に挟まれた。	222	2	300 ～
2005	11	14	ガラス管の製造ラインのガラス管を一定の長さに切断する切断機付近で、飛散したガラス片を清掃する作業中、ガラス管又はその破片により被災し	529	8	50 ～

		15	た。			99
2004	10	11 ～ 12	工場のスレート屋根の補修を行っていたところ、スレート屋根を踏み抜き4m下のコンクリート土間に墜落した。	415	1	50 ～ 99
2004	9	7 ～ 8	自家用車で出勤してきて、事業場構内の駐車場にバックで駐車させようと運転席の窓から顔を出し、車を後進運転させていた際、その状態でパワーウィンドウのスイッチを上げてしまい、挟まれた。	231	7	300 ～
2004	11	11 ～ 12	手押し台車にガラス板（330kg）を載せて工場入口のスロープ上を移動中、ガラス板の束の重量により台車の重心が後方に掛かったため台車が転倒しガラス板の下敷きとなった。	529	7	1～ 9
2001	9	12 ～ 13	フォークリフトの運転席の横に乗って走行中、支柱に激突したはずみにフォークリフトから落下した。	222	3	100 ～ 299
2000	2	15 ～ 16	トラックの荷台上の空パレットを降ろすため結束用のロープを外したところ空パレット(質量約190kg)が倒壊し、空パレットの下敷きになった。	379	5	50 ～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.html(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311_01.htmlに戻る。